



東京税理士会日本橋支部会報

第150号

平成29年5月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホック人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/

発行人 支部長 浅見達雄

編集人 広報部長 木下純一

印刷 (株) 税経



日本橋魚市場発祥地

平成28年

東京税理士会日本橋支部

定期総会研修会

日 時 平成29年6月21日

午後1時30分から午後3時まで

場 所 ロイヤルパークホテル 2階 東雲の間

テーマ 「トランプ新政権と日本政治・経済への影響」

講師 師 高瀬淳一名古屋外国語大学・大学院教授
定期総会…(研修会終了後) 3時30分から有明の間
会員皆様の出席をお願いします。

税界放談

平成28年分の所得税の確定申告でもふるさと納税の金額が増えているようだ。

寄付金総額が増えている背景には、寄付を受けた自治体からの返戻品が年々豪華になり、返戻品の競争になつてきているとのことだ。

総務省は返戻品は寄付額の3割以下にするように全自治体に通知を出したという。

東日本大震災や熊本地震では多くの人が返戻品を辞退しているという。このような寄付金制度本来の趣旨にそつた制度維持を望むところだ。

他方、平成29年度予算が成立した。一般会計総額は過去最大規模となり基礎的財政収支はひびく一方だが、政府が掲げる平成32年度の黒字化目標は達成できるのか。一部の報道によると黒字化目標や消費税増税の先送りを求める声もあるという。

国の借金は増えていくばかりで、子や孫たちに負担を先送りしている状況である。こんな状況が続けば孫たち世代から、お爺ちゃん消費税の増税分はお爺ちゃんの年金から返してね。と言われるかもしれない時代が迫っている。

(N.S)



支部長退任を迎えて

支部長 あさ み たつ お 浅見 達雄

草花が新緑にもえ清々しい時が来ました。この挨拶が会員の皆様のお手元に届く時には桜の花も散り気温も高くなっている時期かと思います。

税理士にとって超繁忙期となります、昨年の年末調整事務から続いた平成28年度の個人所得税の確定申告、消費税及び地方消費税の確定申告が終了して一息ついたところかと思いますが、間もなく3月決算法人の確定申告事務で忙しい日々を送ることになってしまいますので、ご健康に留意されお励み頂きたいと思います。

この一年も多くの方のご協力を頂き各種の無料相談が順調に開催できましたことは、担当してくださった会員の皆様のご苦勞の賜物と感謝申し上げます。特に3月の確定申告期はご自身のお仕事がお忙しいのにも関わらずご担当頂きまして、お陰様で500名の相談者においでいただきました。前年対比で7%の増加となりました一方、支部事務局で実施している無料相談会は来場者が毎年減少してしまっていて継続することの是非が問われる状況となっていますが、今年の9月には税務署が堀留町に戻りますので、署のPRも期待でき、もう一年様子を見ても良いのかと思っています。「税を考える週間」、「税理士記念日」に実施している三越本店地下通路での街頭の無料相談会も相談者があまりおられません。そのため実施する事の是非が問われ始めましたが、街頭での相談会は税についての質問に答えるためのみに行っているだけでなく、税理士の職業を多くの方に知って頂くことのPRも兼ねての行事との考えもあり、一定の効果はあるものと考えています。

しかし、忙しい現代社会において、街頭でのPR活動がふさわしいのか、広報という観点から検討すべき時期になったのではないのでしょうか。今後の役員で考えて頂きたいと思います。

昨年の12月に実施した次期役員選挙で次期役員が決定しています。私は平成24年に実施した

役員選挙で選任され25年6月から支部長に就任しまして2期4年の任期を今年の6月の総会で退任することが決まっています。

この4年間、会員の皆様にはご協力いただき、叱咤激励して頂きまして無事に退任することができた運びとなりました。

就任しました平成25年4月1日の会員数は958名（個人会員910名、法人会員48社）でした。今年の3月末日現在では1,045名（個人会員963名、法人会員82社）となりました。このように多くの会員が所属する支部となりましたが、会員の方々が支部の行事に参加していただいているようには思えず、大変残念でなりません。支部運営に問題があるのでしょうか。せめて総会後の懇親会、新年賀詞交歓会につきましては出席して下さる会員が増加することを願って会費を無料とさせていいただきましたが、参加者が倍増したというようにはなりませんでした。

会員の皆様におかれましては、税務当局と話し合いができる定例連絡協議会、また会則で決められている会員への報告会であります常会への出席者が少なく、どのように運営すると出席者を増やすことができるかと思慮し続けましたが解決には至っていません。私が日本橋支部に転入してきましたころのこれらの会合は意見交換が活発に行われ大変有意義なものでした。ぜひ出席して、ご意見を述べて頂きたいようお願い申し上げます。

4年間支部長をさせて頂きまして、苦勞することも多々ありましたが、することのできない経験も多くさせて頂きました。頼りのない支部長でしたが、会員の皆様のご支援と役員の皆様のご協力で無事退任できますことに感謝申し上げます。

新役員となります、坂下眞一郎支部長はじめとする役員一同にも変わらぬご支援をお願い申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。

目次

・支部長挨拶	浅見 達雄……………	2
・日本橋税務署長挨拶	谷口 正樹……………	3
・研究論文	追中 徳久……………	4
・150号発行に際して	……………	10
・日本税務会計学会と私	……………	14

次

・私のあしあと……………	18
・随筆……………	20
・各部だより……………	21
・支部会員の異動のお知らせ……………	27



確定申告を終えて

日本橋税務署長 ^{たに} ^{ぐち} ^{まさ} ^き
谷口正樹

東京税理士会日本橋支部の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別の御理解と多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成28年分の所得税及び復興特別所得税、個人事業者に係る消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告につきましては、本年度におきましても、申告納税制度の本旨に即した「自書申告」の定着を基本に、e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」といったICTを利用した申告・納税の一層の推進に取り組んだ結果、無事に終了することができました。

これもひとえに、日本橋公会堂・日本橋三越前・支部事務局における「無料申告相談」の開催や東京国税局電話相談センターへの貴支部会員の派遣など、確定申告期における各種施策に多大なる御支援と御協力をいただいた賜物であります。

本年度は、申告書等へのマイナンバーの記載が本格化して初めての確定申告となりました。今後も、申告書等へのマイナンバーの確実な記載など、マイナンバー制度を着実に定着させるため、署としましても、より一層の周知・広報に取り組んでまいりますので、皆様方におかれましても、引き続き制度定着に向けて御理解を賜りますようお願い申し上げます。また、e-Taxにおけるマイナンバーカードの利用は極めて利便性が高いことから、会員の皆様方への一層の利用勧奨を重ねてお願い申し上げます。

なお、e-Taxにつきましては、オンライン手続の利便性向上に向けた「財務省改善取組計画」に基づき、署においてもe-Taxの一層の普及・定着に向けて様々な取組を実施してきておりますが、それでも、東京局の利用率は、全国の利用率を下回っている状況にあります。そうした中、法人税等の利用拡大を図っていく上では、3月決算法人の申告時期である5月及び6月が極めて重要な時期となります。

是非とも、3月決算の法人税確定申告及び消費税確定申告等の申告に、e-Taxによる皆様方の代

理送信を最大限に御活用いただき、1件でも多くe-Taxを御利用いただきますようお願い申し上げます。

改めて申し上げるまでもなく、日本橋支部の皆様方とは、従来から良好な協調関係を築いていただいておりますが、引き続き、相互の理解・信頼関係の構築に努め、申告納税制度を支える良きパートナーとして共に歩んでいただけることを期待しております。

今般の貴支部会報誌「にほんばし」の記念すべき150号の刊行、心よりお祝い申し上げます。関係者各位の御尽力や御貢献に対し深く敬意を表しますとともに、今後とも会員の皆様方を結ぶ架け橋「にほんばし」となるよう、一愛読者として御期待申し上げます。

結びに当たりまして、貴支部会員の皆様方に対し、今後とも税務行政に対するなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念申し上げ、確定申告を終えての御礼の挨拶とさせていただきます。





生命保険契約の契約者変更について ～個人の支出金額を中心として

おい なか のり ひさ
追 中 徳 久



1. はじめに

生命保険は、身近にあり、かつ、長い付き合いなのですが、わかったようでわからないことが多いです。何故かと自問自答してみると、商品内容が複雑化しているだけでなく、生命保険契約には保険者（＝保険会社）以外に、契約者、保険料負担者、被保険者、保険金受取人の4者が登場し、被保険者以外は変更可能なことが挙げられます。その内、契約者については、保険約款上、被保険者および保険者の同意を前提に変更が可能とされ、実際、しばしば変更されています。

その経理処理については概ね確定した考え方があるのですが、法人から個人に契約者変更した後に、個人が保険金や解約返戻金を受け取った場合の一時所得の計算について、支出金額の考え方を変更したと思われる裁判事例が出ましたので紹介させていただきます。

2. 法人から個人に契約者変更した場合

- (1) 従来、一時所得の金額の計算上、保険金額や解約返戻金の額を収入金額とし、控除される支出金額は、法令・通達の文言から、契約者変更する前の保険料も含めて保険料総額が支出金額とされてきました（同趣旨：平成13年12月12日裁決、裁決事例集No.62）。

所得税法34条2項

一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする。

所得税法施行令183条2項

生命保険契約等に基づく一時金の支払を受

ける居住者のその支払を受ける年分の当該一時金に係る一時所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

- 2 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。

所得税基本通達34－4（平成24年2月10日改正前）

令第183条第2項第2号又は第184条第2項第2号に規定する保険料又は掛金の総額には、その一時金又は満期返戻金等の支払を受ける者以外の者が負担した保険料又は掛金の額（これらの金額のうち、相続税法の規定により相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなされる一時金又は満期返戻金等に係る部分の金額を除く。）も含まれる。

平成13年12月12日裁決（裁決事例集No.62）

3. 判断

（前略）

- (イ) そこで、まず、本件保険料が本件解約返戻金に係る一時所得の金額の計算上、所得税法施行令第183条第2項第2号に規定する保険料総額に含まれるかどうかについて検討する。

A 一般に、使用者が契約者として保険料を払い込んだ生命保険契約等について、その生命保険契約等の契約者又は保険金受取人の名義を使用人等に変更することは、使用者が使用人等に対し、その保険契約上の契約者又は保険金受取人たる地位、すなわちその権利を付与することのほかならず、この権利は使用者が保険会社に対し保険料を支払ったことによって成立しているものであるから、権利の付与は、保険料の額を使用者から使用人等

が引き継いだとみることができる。

- B そうすると、使用人等が使用者から保険契約上の権利を取得した場合には、生命保険契約等に基づく一時金の支払を受ける者以外の者が支払った保険料であっても、所得税法施行令第183条第2項第2号に規定する保険料総額に含まれるものと解される。所得税基本通達34-4《生命保険契約等に基づく一時金又は損害保険契約等に基づく満期返戻金等に係る所得金額の計算上控除する保険料等》の定めは、この趣旨を明らかにしたものと認められる。

その後、いわゆる逆ハーフタックスプラン（契約者：法人 被保険者：役員または使用人 死亡保険金受取人：法人 満期保険金受取人：役員または使用人、とする養老保険で、法人税基本通達9-3-4に規定されていない契約形態）に関する最高裁判決に先立ち、平成23年6月に、以下の施行令改正が行われました。

所得税法施行令第183条4項（平成23年6月30日追加）

第1項及び第2項に規定する保険料又は掛金の総額は、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額から次に掲げる金額を控除して計算するものとする。

- 3 事業を営む個人又は法人が当該個人のその事業に係る使用人又は当該法人の使用人（役員を含む。次条第3項第1号において同じ。）のために支出した当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金で当該個人のその事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上必要経費又は損金の額に算入されるもののうち、これらの使用人の給与所得に係る収入金額に含まれないものの額（前2号に掲げるものを除く。）

に該当するためには、それが当該収入を得た個人において自ら負担して支出したものといえる場合でなければならないとし、「収入を得る主体と支出をする主体が同一であることを前提」としました。その上で、会社が負担した保険料の一部（保険料経理部分）は、個人が「その収入を得るために支出した金額」に該当しない、と判示しました。

これを受け、以下の通達改正が行われました。

所得税基本通達34-4（平成24年2月10日改正後）

令第183条第2項第2号又は第184条第2項第2号に規定する保険料又は掛金の総額（令第143条第4項又は第184条第3項の規定の適用後のもの。）には、以下の保険料又は掛金の額が含まれる。

- (1) その一時金又は満期返戻金等の支払を受ける者が自ら支出した保険料又は掛金
- (2) 当該支払を受ける者以外の者が支出した保険料又は掛金であって、当該支払を受ける者が自ら負担して支出したものと認められるもの

- (注) 1 使用者が支出した保険料又は掛金で36-32により給与等として課税されなかったものの額は、上記(2)に含まれる。
- 2 相続税法の規定により相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなされる一時金又は満期返戻金等に係る部分の金額は、上記(2)に含まれない。

- (3) 上記最高裁判決は、契約者変更による事例でなかったため、法人から個人に契約者変更した後、個人が保険金や解約返戻金を受け取った場合に控除できる支出金額はどうなるのか、従来どおり、法人が負担した保険料も含めて支出金額とすることができるのかが、はっきりしませんでした。

そのような中、平成26年から平成27年にかけて、契約者を法人から個人に変更した場合の複数の裁決事例が公表されたので、行政文書の開示請求をして、その内容を検討してみました。

- (2) そして、平成24年1月13日および平成24年1月16日の最高裁判所の判決は「所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」

3. 平成27年4月21日判決 (裁決事例集 No.99)

(1) 事案の概要

本件は、複数の法人の代表取締役である審査請求人(以下「請求人」という。)が、当該各法人から契約上の地位を譲り受けた各生命保険契約を解約したことにより受領した解約払戻金に係る所得について申告せず、他の所得のみを申告したところ、原処分庁が、当該解約払戻金に係る一時所得の金額が生じるとして、所得税の更正処分等を行ったのに対し、請求人が、当該各法人が支払った保険料を含む当該各生命保険契約に係る保険料の総額を一時所得の金額の計算上控除すべきであり、そうすると当該解約払戻金に係る一時所得の金額は生じないとして、当該更正処分等の全部の取消しを求めた事案である。

(2) 争点

本件解約払戻金に係る一時所得の金額の計算上、本件法人支払保険料の額を控除することができるか否か。

(3) 判断

イ 法令解釈

(前略) 一時所得についてその所得金額の計算方法を定めた同法第34条第2項もまた、一時所得に係る収入を得た個人の担税力に応じた課税を図る趣旨のものであり、同項が「その収入を得るために支出した金額」を一時所得の金額の計算上控除としたのは、一時所得に係る収入のうちこのような支出額に相当する部分が上記個人の担税力を増加させるものではないことを考慮したものと解されるから、ここにいう「支出した金額」とは、一時所得に係る収入を得た個人が自ら負担して支出したものといえる金額をいうと解するのが上記の趣旨にかなうものである。また、同項の「その収入を得るために支出した金額」という文言も、収入を得る主体と支出をする主体が同一であることを前提としたものというべきである。

したがって、一時所得に係る支出が所得税法第34条第2項にいう「その収入を得るために支出した金額」に該当するためには、それ

が当該収入を得た個人において自ら負担して支出したものといえる場合でなければならぬと解するのが相当である。

なお、所得税法施行令(注：平成23年6月改正前施行令)第183条第2項第2号についても、以上の理解と整合的に解釈されるべきものであり、同号が一時所得の金額の計算において支出した金額に算入すると定める「保険料…の総額」とは、保険金の支払を受けた者が自ら負担して支出したものといえる金額をいうと解すべきであって、同号が、このようにいえない保険料まで上記金額に算入し得る旨を定めたものということとはできない。所得税基本通達34-4(注：平成24年改正前通達)も、以上の解釈を妨げるものではない。[以上につき、最高裁平成24年1月13日第二小法廷判決・民集66巻1号1頁]

ロ 当てはめ

本件法人支払保険料は、本件各保険契約に係る契約者である本件各社が、その名義により本件保険会社に対して支払った保険料であり、本件各社においては、その支払保険料の全額が保険料として損金処理されていることが認められることは、上記のとおりであるから、請求人が本件解約払戻金を得るために自ら負担して支出したものとはいえず、本件解約払戻金に係る一時所得の金額の計算上、これを控除することはできない。

ハ 本件更正処分について

(前略) ① 本件譲受対価の額及び本件請求人支払保険料の額の合計額を所得税法第34条第2項に規定する「その収入を得るために支出した金額」として控除すべきものと認められるので、(中略) 本件更正処分は適法である。

4. 評価

この裁決事例を踏まえると、生命保険契約を法人から個人に契約者変更する場合で、その後一時金を受け取ったときに控除できる個人の支出金額は、個人が法人に支払った解約返戻金の額とその後個人で支払った保険料の合計額で決着したと思われる。しかし、平成27年4月から1年間で、同趣旨の裁決要旨が本件も含め全国で14件も公

表されており、いかにこの取扱いに納得いかない納税者が多かったかがうかがわれます。

5. おわりに

上記結論は、法人から個人へ低い価額で契約者変更が行われたにしても、個人に係る支出金額が、その低い価額である契約変更時の解約返戻金の額と、その後個人が支払った保険料の合計額ならば、結果としては妥当だと思われます。

しかし、法令・通達の条文を読んだだけでは、上記裁判結果が素直に導けません。租税要件明確主

義の観点からは、外部拘束性がないにしても、通達をより明確に改正することが望ましいと思われます。

また、この問題は、支払調書を平成30年1月1日以降から改善するにしても、支払調書の記載内容が現実の必要性に追いついていないことに基因します。今後の「一時金の支払調書」に、直前の保険契約者等が法人の場合には、備考欄等に、直前の保険契約者の契約者変更した時点での解約返戻金の額を記載するなどして、保険料負担の実態をより透明化することが望ましいと思われます。

(まとめ) 一時所得の金額に係る「支出した金額」

次の金額が、「支出した金額」として総収入金額より控除される。

当初の契約者(=保険料負担者)	ケース	契約者変更時点での課税(受取人も本人に変更)	一時金受取人	控除する支出金額は?
個人A	契約者変更なし	—	個人A	保険料の総額を控除
	生存のまま個人Bに契約者変更	課税なし	個人B	B支出保険料を控除。(A支出保険料は、控除できない。所基通34-4注)
	契約者死亡により個人Bに契約者変更	「生命保険契約の権利」は、本来の相続財産として相続税課税	個人B	保険料の総額を控除 相基通3-36、所基通34-4 ～相続の際の相続税の課税～
	保険料負担者でない契約者死亡により個人Bに契約者変更 (注) 契約者には、契約を承継した者を含む。相基通3-37	「生命保険契約の権利」は、みなし相続財産として相続税課税	個人B	保険料の総額を控除(みなされた時以後は、Bが自ら保険料を負担したものと同様に取扱う。) 相基通3-35、3-36 ～相続の際の相続税の課税～
法人	契約者は法人のまま(受取人は個人) ⇒保険料は給与扱で、契約者変更なしの前提	—	個人	給与扱になったもののみのみ控除。所基通34-4(2)(損金算入分は、控除できない。所令183④) ～保険料負担の段階での給与課税～
	個人に契約者変更(無償)	「生命保険契約の権利」は、給与扱又は退職金扱として所得税などの課税	個人	変更時に課税された解約返戻金額と変更時以後に個人の支出した保険料額の合計額を控除
	個人に契約者変更(有償)	「生命保険契約の権利」の譲渡が適正な対価であれば、課税なし	個人	有償譲渡された解約返戻金額と変更時以後に個人の支出した保険料額の合計額を控除

(ご参考)

平成30年1月1日以後に契約者変更があった契約の一時金支払い時に発行される支払調書

所得税法施行規則 別表第五(十一)

(新) 平成30年分 生命保険金等の一時金の支払調書

保険金等受取人	住所 (居所) 又は 所在地	東京都中央区日本橋茅場町1－1	氏名又は名称	東京 花子
			個人番号又は法人番号	123456789123
保険契約者等 (又は保険料等払込人)		東京都中央区日本橋茅場町1－1	氏名又は名称	東京 太郎
			個人番号又は法人番号	012345678912
被 保 険 者		東京都中央区日本橋茅場町1－1	氏名又は名称	東京 太郎
直前の保険契約者等	東京都中央区日本橋茅場町1－1	東京 花子		
保険金額等	増加又は割増保険金額等		未払利益配当金等	貸付金額、同未収利益
千 円 5 000 000	千 円		千 円 100 000	千 円
未払込保険料等	前納保険料等払戻金		差引支払保険金額等	既払込保険料等
千 円	千 円		千 円 5 100 000	3 000千000円 (内 500 000)
保険事故等	満期	保険事故等の発生日	平成30年3月3日	
保険等の種類	養老			
契約者変更の回数	1	保険金等の支払年月日	平成30年3月6日	
保険会社等	所在地	大阪市中央区今橋1丁目1番1号		
	所在地	日本橋生命保険相互会社	法人番号	3120005007273

所得税法施行規則 別表第五(十一)

(記入例)

契約者：東京花子(当初) 保険料250万円支払

被保険者：東京太郎

保険金等受取人：東京花子

契約者を東京太郎に変更 保険料50万円支払
(合計保険料300万円支払)

(注意)

1. 平成30年1月1日以後の契約者変更の回数とする
2. 平成30年1月1日をまたぐ契約者については、記載不要とする。

平成30年1月1日以後の死亡による契約者変更について発行される調書（新設）

（新） 保険契約者等の異動に関する調書

新保険契約者等	住所	東京都中央区日本橋茅場町1-1	氏名 又は 名称	東京 太郎
死亡した保険契約者等	(居所) 又は	東京都中央区日本橋茅場町1-1		東京 花子
被 保 険 者 等	所在地	東京都中央区日本橋茅場町1-1		東京 太郎
解約払戻金相当額		既払込保険料等の総額		死亡した保険契約者等の 払込保険料等
2 300 000円		2 500 000円		2 500 000
評価日 ① 保険契約者等の死亡日 2 契約者変更の効力発生日		保険契約者等 平成30年3月3日 の死亡日		(摘要) (平成30年4月15日提出)
保険等の種類	養老	契約者変更の 効力発生日 年 月 日		
保険会社等	所在地	大阪市中央区今橋1丁目1番1号		
	所在地	日本橋生命保険相互会社	法人番号	3120005007273

相続税法施行規則 第八号書式

（記入例）

契約者：東京花子（当初） 保険料250万円支払

被保険者：東京太郎

保険金等受取人：東京花子

東京花子死亡により東京太郎が新契約者、保険金等受取人になる

解約返戻金相当額 230万円

（注意）

死亡した契約者の既払込保険料につき、平成30年1月1日をまたぐ契約者については、記載不要とする。

にほんばし 150号記念特集

東京税理士会 日本橋支部広報誌 「にほんばし」150号発行に臨んで

第150号 担当部長として

広報部長

きの した じゅん いち
木 下 純 一



平成29年5月1日号で150号となりました。これまで、数多くの人々に支えられて、ここまで積み上げてまいりました。お礼申し上げます。

創刊号は、昭和44年11月1日に発行されました。第50号は、昭和61年9月20日発行、(第50号の発行に際し創刊号から第50号の合本を作成し、会員に配布しました。)第51号は、昭和62年1月1日発行、第100号は、平成15年6月25日発行でした。第100号までは、支部事務局に纏めたものが2冊備えてあります。

第101号は、平成15年9月25日発行です。今の「にほんばし」は、表紙と裏表紙がカラーですが、第101号は、モノクロでした。第102号、新年号、第105号の新年号はカラーページがありました。第107号からは毎号カラーページが採用され、裏表紙にカラオケ発表会、定期総会の様子等がカラーで掲載されるようになりました。

「にほんばし」の要諦は、支部長、日本橋税務署長の挨拶、研究論文、随筆、支部活動、各部の報告、からなっています。今後もこの構成で発行されることでしょう。

その他、新年号には、その年の年男、年女の方々に執筆をお願いしています。

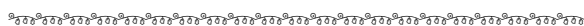
「にほんばし」は、支部会員の方々の投稿によって成り立っていきます。どうぞ、日頃の出来事や、雑感など、積極的に投稿をお願いします。表紙を飾る写真も是非提供していただきたいと思います。

第101号から、150号までは、纏めたものを2冊事務局に保管します。また、CDに記録して保存します。日本橋支部の記録が詰まっていますので、事務局で閲覧されて日本橋支部の歴史を感じ

取ってください。

はからずも第150号の発行の責任を負い、この号の発行をもって、広報部長を退任します。原稿の依頼に応じて投稿して下さった会員に感謝を申し上げます。

今後の「にほんばし」を益々盛り上げてくださることを祈ります。



「にほんばし」雑感

かわ はら くに ふみ
河 原 邦 文



支部報「にほんばし」150号発刊記念お目出とうございます。

支部報「にほんばし」は昭和44年11月に創刊し100号記念は平成15年6月であり、私が日本橋支部長を神作支部長より引き継いだ年でありました。

支部報「にほんばし」100号記念の時、平成15年は電子申告の準備で「カードリーダー」の購入、日税連認証局で「IDカード」を発行した年でありました。電子申告の始まりです。

支部も様変わりし日本橋支部事務局が人形町芳町ビルから現在のホックク人形町ビルに移転し、支部事務局の保証金、パソコン、複合機等の購入や、事務局の内装工事に資金を使い、通常の運営資金に支障が出た為に第20回カラオケ発表会も会場の広い日本橋公会堂ではなく少々狭くなりましたが神田のエッサム会場で開催いたしました。

また、支部報「にほんばし」も合本の記念版を止め、支部報のサイズがB5版からA4版サイズに変更されました。

あれから15年がたち支部報「にほんばし」も150号の発刊となりました。

支部報は幹事会議事録、厚生部の活動、随筆、論文、年男年女シリーズと日本橋支部の歩んできた歴史を残し、未来に続けて下さい。

支部報の益々のご発展を一人の読者として期待しております。

~~~~~

## 150号発行に寄せて

ふじ やま きよ はる  
藤 山 清 春



支部会報150号発行おめでとうございます。

振り返りますと、100号発行時に初めて支部幹事に就任し、広報部に所属しました。広報部では、原稿集めに大変苦労したことが思い出されます。この苦労の経験を踏まえ、広報部から原稿依頼があった際には、必ず寄稿することとしています。

しかし、「研究論文」では題材を選択するのに悩みました。また、「税界放談」では、特に次行にまたがる文章は、読み易さを重視するとともに、文字数に制限があることから、何度も加筆・訂正を繰り返したことが思い出されます。

この経験は納税貯蓄組合連合会が募集している「税の作文」に応募した作品の中から入賞された中学生に支部長賞を授与することとされた際、賞状の文章を作成するときに大変役立ちました。

また、支部定期総会の議長用の原稿についても次行にまたがる文章は、議長が読み易いように改行し、さらに、文章が次ページにまたがらないように改訂させていただきましたが、このことも、「税界放談」に寄稿したときの経験が生かされたものと思っています。

一方、「随筆」では、ベトナムの紀行文を寄稿しましたところ、東京会の会報にも掲載され、うれしい思いもしました。

今回の寄稿依頼をいただき、改めて支部会報を見直してみました。

100号まではB5版でしたが、101号からはA4版となり、文字も大きく大変読みやすくなりました。

また、同号から新企画の「ちょっとひとこと」及び「ここが旨い」がスタートしました。

前者では、多方面の知識を吸収することができ、後者では、一度食べに行ってみよう、と思われた会員も多いのではないのでしょうか。

107号までは表紙だけがカラー印刷でしたが108号からは、随所にカラー写真が掲載され、見

栄えの良い素晴らしい会報になりました。

最初のカラー写真は第20回カラオケ発表会の写真でした。フィナーレで「日本橋の歌」を全員で合唱したときの写真を見ますと、当日のことが懐かしく思い出されます。

平成19年から、発行回数が年3回から年4回になりました。これは、例年7月にご着任されています日本橋税務署長の「着任のごあいさつ」が、9月号に掲載されていることについて議論され、一月早い8月に発行することとされたものです。

最初の8月号は、113号でした。

税務職員の定期異動は、例年7月に定着していますが、長い間「着任のごあいさつ」が9月号に掲載されていたことは驚きです。

このような経緯を踏まえ、従来の6月号は、一月早い5月号になりました。

従来から、ご着任されました税務署長の氏名にルビが振られていましたが、129号からは寄稿者の会員の氏名にもルビが振られるようになり、「あの会員の名前は、こんな読み方だったんだ」と正しい名前の読み方を再認識させられました。

さらに、133号からは、「目次」が掲載され、この号は勿論のこと、バックナンバーの読みたいタイトルの検索が容易になりました。

平成25年5月1日に136号が発行される直前の4月23日に開催されました第115回支部対抗野球大会で、当支部が22年ぶりに優勝しました。

この優勝の記事を同号に追加掲載することは、時間的な余裕がないことから、急遽、5月23日に野球部優勝記念の特別号として、「号外」が発行されました。

当時、広報部の役員の皆さんは、136号の校正作業の最中だったと思いますが、突然舞い込んだ臨時の作業に大変ご苦労されたことと思います。

振り返ってみますと、この優勝が野球部の黄金時代となる前兆だったような気がします。

当日、野球部の皆様に胴上げをしていただいたことは、支部長時代の最良の思い出となりました。

平成27年から、発行回数が1回少ない年3回になりました。これは、11月号と1月号までの間隔が短いこと及び広報部の作業が大変ハードであることなどから、11月号の発行が廃止されたものです。7年間、年4回発行に携われました広報部の役員の皆さん本当にご苦労さまでした。

日本橋支部の会報は、広報部の役員をはじめ会員の皆様方のご協力により大変充実した素晴らしい会報です。また、他の支部からも高く評価されています。

200号が発行されるころには、新しい企画も取り入れられ、さらに充実した会報になっていることと思います。

毎回、会報が届くのを楽しみにしています。

## にほんばし150号 発行に際して

第10代広報部長

ふきもとみつお  
福本光男



平成17年6月の定期総会後に支部長河原邦文先生から、「今期は広報部長をお願いします」と言われ就任させていただいた。日本橋支部では、それまで副支部長が部長を兼務するシステムであったが、それを変更しての最初の部長であったと思う。前任の副支部長浅野汜子先生から「あととはお願いね」と声をかけていただいたように記憶している。

まず心がけたことは、広報誌の質を落とさず、コストを削減することであったと思う。そのため他支部の広報誌を参考にするため、東京税理士会事務局に出かけバックナンバーを読ませていただき、また気になったものはその支部の広報部長に尋ねたりしながら、日本橋の支部報の長所特徴を把握しようとした。それぞれ支部独自の企画や連載があり、日本橋にはあまり見られないユーモアにとんだ漫画チックな企画も見られた。日本橋のように研究論文を毎号掲載している支部報は少なかったと思う。これは日本橋が誇れる素晴らしい企画の一つと思っている。

それだけ支部会員に素晴らしい頭脳が蓄積されている証拠でもある。それとページ数の多さである。これほどボリュームのある支部報は稀であるといっても過言ではないと思う。紙面については、それまで1月発行誌については表紙の写真をカラーとしていたことが多かったが、印刷をお願いしていた（株）税経の安全寺さんと交渉し、費用は微増で毎号カラーにさせていただくことにした。写真を提供してくださる先生方から「せっかくの素敵な写真だからモノクロではもったいない」とのご意

見もいただいていたので、幹事会でご承認いただいたと記憶している。とにもかくにも大変なのは原稿集め、部員の先生方のご努力は大変です。皆様今後ともご協力いただきますようお願いいたします。

## 広報部時代を 振り返って

あさみ たつお  
浅見達雄



会報「にほんばし」が発行150号になりました。

歴代の広報部長を元とする部員の皆様並びに会員の皆様のご協力によるもので大変感慨深いものがあります。

会報は会員に会の活動状況をお知らせする数少ない手段ですので、前回発行から今回発行までの期間に行われた各種の行事を細かくご報告することに勤めました、会員の皆様にその思いが伝わっていただけましたら大変ありがたいのですが

私が広報部長を担わせて頂いたのは113号から120号までの8回分です、当時の中島支部長のお考えで年3回の発行を年4回に変更しました、そのために原稿の依頼に苦労したことが思い出されます。

広報部員は部長以下6名でしたが一致協力で支えて頂き遅れることなく発行できたことは大変ありがたいことでした。

広報部員の時に西暦2000年を迎えたことで会報の表紙の写真をどのようにするか検討し、「初日の出」を掲載することになりました。当時新年号の会報は1月末の発行になっていましたので撮りに行っても間に合いましたので、1月1日の朝3時に起きて寒い中眠い目をこすり白浜海岸へ出かけたことは大変懐かしい思い出です。このとき海岸には多くの人に来ていて、たき火を囲み日が昇るのを待っていました。6時50分ごろに日が昇ると大歓声でそれぞれ新年を祝い合っていました。

支部創立50周年記念（平成10年）の記念誌の発行に携わりました。記念誌の構成を考えた時に中島美和副部長の発案で日本橋支部管内の古今として写真で対比しました、昭和の30年前後の写真

を中央区立図書館で探し出して同じアングルでの場所探しは楽しい思い出です。

その後51号から100号までの合本の作成をとの計画が推進されましたが、発行する時期が広報部長をさせて頂いているときでしたので、発行しないとの提案を幹事会で承認頂き取りやめさせて頂いた事など思い返すことができます。

現在は支部長をさせて頂いていますので、直接発行に携わることはないのですが、発行することの苦労も喜びも感じることはありませんが、広報部の皆様にご苦労して頂いて毎回、立派な会報が出来ていますことに感謝申し上げます。今後も多くの会員の寄稿で楽しい会報が発行されますことを願っています。

~~~~~

日本橋支部の文化

たかはし み つ こ
高橋美津子



中島美和先生が支部長にご就任なされたとき、広報部長を初めて仰せつかりました。部長初経験だった為、広報部強化のため、各部構成会議では広報部員選考からスタートし、選りすぐれた会員にメンバーとなっていました。

お陰様でそれから計6年間の広報部活動は、極めて質の高い広報誌「にほんばし」発行を継続することとなったのです。

私の事務所には、「日本橋支部会報50号記念合本」があります。昭和44年11月1日の創刊号から昭和61年9月20日50号までが合本としてまとめられているお宝本である。創刊号の11月1日は私の誕生日であるのは、「にほんばし」との赤い糸かしらと嬉しい気持ちで手にしています。

当支部広報誌の特徴は、当然とはいえ税、法律の専門家である税理士としての特徴があることである。前任の広報部長は、現支部長の浅見先生です。引継ぎの資料は誌を発行するため時系列で何をすればよいのかの詳細な資料と浅見先生からは詳細な説明をしていただいた。そして、税務署長と支部長ご挨拶に続き、研究論文が1稿、「私のあしあと」2から3稿、随筆2から3稿により編集することを受け継ぎました。

会員への原稿依頼は、部員が支部の研修会や定例会で会員たちに呼びかけて毎号紙面を飾ることができた。研究論文も1度も途切れることなく掲載することができました。論文を依頼できる会員を度々、紹介頂いたこともあり、会員の皆様から多くのバックアップを受けました。そして、研究論文は、論文校正担当部員が、条文や内容の緻密なチェックを毎回していました。写真は、一眼レフを広報部で購入し、部員の撮影技術もあり深度ある良い写真を載せることができました。このように部員の皆様に全力でご活躍頂いた結果、多くの会員の皆様から喜びのメッセージを頂いていました。

今回(平成29年3月15日号)の支部のお便りから、幹事宛てはメール配信となった。とても便利で見るべきものを再度画面で確認することもでき、すぐれものである。

広報「にほんばし」もメール配信にした方がよいという意見を執行部会でも発せられることが度々ある。広報誌「にほんばし」はペーパーを貫いていただきたいというのが私の願いというポリシーである。

広報「にほんばし」はお便りではないのである。「にほんばし」はわが支部の文化なのである。広報部に在籍し、会員の皆様に声をかけて原稿を依頼し、会員の皆様から原稿を受け取り、会員一人一人の個性ある原稿を校正し「にほんばし」を仕上げる。こうした経験を経てきている広報部員には、到底メール配信にしようという気持ちは起きない。

会員の方々から寄せて頂いた原稿は、その紙面にその会員の人生が入っている。行間には、びっちり埋まっている何かを読むことができる。その文字は人間が生きて軌跡を一字一字表現しているのだ。

広報「にほんばし」は、日本橋支部に在籍した会員の生を繋ぎ、後世へ伝えるものなのである。

にほんばし 150号発行に寄せて

ふく おか とし ろう
福岡敏郎



「にほんばし」第150号の発行、おめでとうございます。

広報部長の端くれとして、「にほんばし」の発行が如何に大変なものかを知る者として、150号の発行を重ねるということは、これはもう偉業という外はなく、歴代の広報部長・広報部員の並々ならぬご苦勞に、唯々頭が下がる思いのみである。

私自身を振り返ると、実力不足で、広報部長としての責務を果たすことが出来ず、忸怩たる思いである、更に、体調悪化により任期の途中で職を投げ出し、其れでなくても多忙な木下副支部長に、広報部長を兼任して頂くという多大なご迷惑をおかけしてしまい、最早、木下先生の事務所には、足を向けられない今日この頃である。

ただそのような私でも、木下先生をはじめ、佐野・岩川・増田・結城・江間・高橋・鈴木・増淵各先生の支えを頂いたお陰で、何とか発行を継続することが出来たことに、感謝の言葉もない。

広報部長としては失格であり、このような場所に投稿出来る身分ではないのだが、私なりに目指したところを若干延べさせて頂きたい。

毎号、頭を悩ましていたのが「研究論文」である。

それまでに掲載された論文のレベルからすると、随筆と違い、どの先生にも気軽にお願いできるような代物ではなく、引き受けてくれそうな先生も自ずと限られる。執筆候補の先生をなかなか見つけることが出来ず、毎回制作が後手後手になってしまった。人脈に乏しい私に取り得る手段は、研究論文の仕切りを下げ、専門的な研究がなくても日頃の疑問と、その解決のプロセスを文章にすれば十分という体裁にして広く論文の投稿を促すという目論見であった。拙著の出版業の会計は、原稿を依頼出来る先生を見つけられなかったのが主な理由であるが、その路線の試行でもあった。

また、税務・会計から逸脱した内容でも、税理士業務に関わるものも論文として認められて然るべきとの考えも試してみたかった。インターネットの暗号に関する小著（未完であるが）は、その試作であった。

それらの方策は日の目を見ないまま終わっているが、将来の広報部において、御一考を頂ければ幸いである。

最後に、税理士業務に全く関係ない図書を一冊、紹介させて頂きたい。中公新書。鎌田浩毅 著。地球の歴史(上)、(中)、(下)。中央公論社刊。最新の宇宙物理学等を基に太陽系と地球の歴史が書かれており、天文ファンでもある私のお薦めの一冊である。

特集

日本税務会計学会と私



日本税務会計学会って!?

あか さか みつ のり
赤坂光則

日本橋支部のみなさん、日本税務会計学会（以下「学会」という）って知っていますか。知っているとしたらどの程度ご存じでしょうか。

学会はれっきとした東京税理士会の活動機関の一つです。名前が“日本”と冠しているので全国的機関と思われる方もいらっしゃるようだが東京税理士会の活動の一環なのです。

学会は活動の目的として次のように規定しています。

「学術研究機関として、東京税理士会内に設置し、国内及び諸外国における税制及び会計その他の関連する諸科学並びに税理士業務より派生する諸問題の研究を目的とする。」

従いましてこの学会は東京税理士会の会員であればどなたでも自由に参加できるものです。

現在学会には6部門の活動があります。税務部門、会計部門、経営部門、法律部門、訴訟部門そして国際部門です。各部門が毎月1回月次研究会を開催して発表しております。

更にこれらの研究の成果を含めて毎年秋に“年

次大会”を開催しております。

いずれも自由に参加することができ、発表に意見があれば自由に発言することができます。ここが中野サンプラザ等で開催されている研修会と基本的に違うところです。

私と学会との縁は30年程となりますが、当初はこの月次研究会に参加したことがきっかけとなっています。

この月次研究会に参加していた平成元年7月26日付けで当時の服部徹義会長より会計部門の「委員」の任命を受けました。この当時の学会長は右山昌一郎先生で、会計部門の責任者は副学会長の西尾慎三先生でした。

この「委員」とは学会の運営機関の一つですが、学会は学会長を頂点として、副学会長に6部門の担当を置き、常任委員として各部門から4人、6部門合計24人おり、学会長以下この常任委員の31名で学会運営の役員会を構成しています。更に意見集約の機関として6部門各19名、合計114名の委員を設置しております。

私は会計部門の委員の一人として学会運営に参加しました。ただし、当時は税務部門、会計部門、経営部門、法律部門の4部門構成でした。

その後、平成9年10月1日付けで国際部門が新設されることとなり、これからの時代は国際税務に関わる機会も多くなると考えて、会計部門からこの国際部門に移籍しました。

国際部門の責任者は、現在学会長の多田雄司先生でした。

私の事務所のクライアントとのお付き合いの中で、日常業務でこの国際税務に接することは多くはありませんが、さすがに当時の国際部門の常任委員や委員のなかには国際税務のエキスパートも多く大変刺激を受けたものです。

その後の平成13年7月の辞令で常任委員を委嘱され、現在まで16年国際部門の常任委員として学会運営に携わってきました。

今年で常任委員の任期が終了しますが、この間常任委員の仕事として学会運営の外、年次大会や懇親会の司会なども経験させていただきました。

学会に参加しているこの間、月次研究発表も数々経験したほか年次大会の発表者としても数回参加することができ多くの勉強をさせていただきました。

特に国際部門では平成9年に発足以来、一定の

テーマを決めて凡そ10数名のグループ単位で1年程度に亘り自主的に研究会を持ち、それぞれの自主研究の成果を研究論文集に纏めて自費出版をしてその成果を内外に発表してきました。

この論文集は既に8巻となりましたが、今年も9巻として発表を予定しております。

私の第1回の研究論文のテーマは「不動産の譲渡、賃貸に関する国内源泉所得課税の一考察」として発表しましたが、今年の9巻にも参加する予定で全ての論文に参加してきました。各論文とも必ずしも満足な内容とはいえないが、国際部門での大きな思い出となっています。

とかく税理士はクライアントの日常業務に忙殺されて、税務会計等の諸法令規定に対し正面から向き合う機会が多くないと思われます。数多く開催されている研修会に参加して知識を習得することは大切なことですが、時としてはこれらの制度についてその背景にある問題や立法の趣旨など、裏から眺めて見ることも必要だと思っています。

学会ではこのように研修会とは違った方向での活動を行っていますので、気分転換を含めて皆様多数の参加を期待しております。



日本税務会計学会と私

こ いけ まさ あき
小池正明

東京税理士会に「日本税務会計学会」（以下「学会」といいます。）という研究機関があります。名称に「日本」という冠が乗っているため、ときに誤解を受けることがあります。東京税理士会の一機関です。

この学会は、昭和38年（1963年）に設立されていますから、すでに半世紀を超える歴史を有しています。現在は、「税法」、「会計」、「経営」、「法律」、「国際」及び「訴訟」の6部門があり、各部門とも年に8回（合計48回）の月次研究会を行い、このほかに全部門の合同研究会と年次大会と称する研究発表会が開催されています。

私と学会との関係は、税理士試験に合格後、昭和58年（1983年）に私が事務所を開設した際に法律部門の委員として参画させていただいたのが最初であると記憶しています。以後、平成27年（2015

年)に税法部門の副会長を辞すまで、およそ30年間にわたって関与いたしました。

私が、この学会に関わりをもったのは、先輩の税理士に勧められて研究会に参加したことがきっかけでしたが、それよりも税理士試験に合格し、実務を行うようになって実感したのは、教科書の知識だけでは現場では通用しないことを痛感していたからです。そこで、この学会に参加し、多くの先生方の考え方や実務での経験を習得したいという、切実な願望をもってのことでした。

実際、この学会では、多くの先生方と出会い、互いに議論し、実に多くのことを勉強させていただきました。私が意見を言うと、「その考え方は、理論的には正しいが、実務の現場ではこのように考えて、こうした処理をしている」という先輩からのアドバイスを何度も賜りました。駆け出しであった私にとって、貴重なご意見をいただき、的確な実務処理を行うには多くの経験が必要であることが理解できました。

東京税理士会では、毎月のように会員研修会が開催され、また、各支部においても数多くの研修会が行われています。こうした研修会は、多くの場合、講師による一方的な講義を聞くことになりませんが、それだけでは有用な知識は身に付かないと思います。私たち実務家は、日ごろの業務において様々な疑問を抱えています。また、研修会に参加し、講師の話を聞いても、その内容に疑義を持つことも少なくないと思われます。こうした問題に対処し、疑問を解消するためには、議論が必要です。互いに意見を交換し、議論を行うことによって正確な知識が身に付き、自信を持って実務が行えるようになるのではないのでしょうか。

その意味で学会は有意義な場です。講師の発表の後、参加者による意見交換が必ず行われます。そうした場を通して、他の先生方の意見や考え方を理解し、結果として自身にも有用な知識を蓄えることができるようになると思います。こうした経験は、とりわけ若い先生方には重要なことです。私が駆け出しのころ（今でも駆け出しと思っていますが）に学会で学んだことは、その後の業務に大いに役立っています。若い人たちには、積極的に学会に参加することをお勧めしたいと思います。



日本税務会計学会と私

もり た けい いち
守 田 啓 一

昭和61年に税理士登録した私は、平成元年に山本守之先生からご指名を頂き日本税務会計学会（以下、単に「学会」といいます）経営部門の委員を拝命しました。

経営部門委員当時においても何回かの研究発表を行わせて頂きましたが、その内容については、研究不足・勉強不足を露呈し今思えば赤面するばかりのものでした。

平成14年に税理士法が改正され、税理士に出廷陳述権が付与されたことに伴い、当時の学会長である山本守之先生のお声掛けで学会に「訴訟部門」が新設され、その常任委員を拝命しました（担当副学会長は朝倉洋子先生でした）。

私の学会活動の記憶のほとんどは、訴訟部門であり、年次大会の発表についても訴訟部門としてのものが多くなっています。

平成25年の役員改選において常任委員を卒業し、現在は訴訟部門の委員を務めています。

1. 裁決・判例との関係（税理士としての方向性の確立？）

訴訟部門の常任委員を拝命する以前の私は、質疑応答集、通達等を確認しながら実務対応を行っていました。訴訟部門に配属され、TAINSに加入したことにより、裁決・判決、国税庁の情報を身近に感じるようになりました。実務上の問題が発生した場合には、TAINSを検索し、過去の裁決・判決を調べ、国税庁等の情報に接することにより、更に正しい判断が出来るように心掛けています。

裁決・判決は過去の国税不服審判所及び裁判所の判断であり、全てが諸手を挙げて賛成できるものではありませんが、このような事案については課税庁はこのように課税処分を行い国税不服審判所・裁判所はこのように判断する。という方向性が分かるので、実務における判断を行う場合には重要な指針となります。

訴訟部門の常任委員として朝倉先生から多くの薫陶を受けたお蔭で日頃から裁決・判決に親

しむことにより以前よりの確な判断を行えるような気がします。

2. 諸先輩方との出会い

月次研究会に参加する、役員会・委員会に出席することにより多くの先輩方と交流することが出来ました。

多くの先輩方の税理士としての生き方を目の当たりにして自身の税理士としての未熟さ等を痛感し、もっと高みを目指さなければいけないと思っています。

3. 親しい仲間

税理士は独立して事業を営み、一匹オオカミ的な存在ですが、一匹よりも群れを成したオオカミの方が強いのは明らかです。

私は、学会に参加することにより多くの仲間を得ることが出来ました。情報を共有しあう仲間、困難を克服する仲間、楽しい時を過ごす仲間、公私に亘って相談・話し合える仲間は人生を豊かにしてくれます。

私にとって実りある人生を送るために学会は必要不可欠なものです。

4. 年をとっても（還暦を過ぎました）

30年近く前に委員を拝命してから私は学会の委員・常任委員として活動してきました。

沢山の先輩に薫陶を受け、多くの仲間と知り合い、助け合い、啓蒙し合い、今日まで来ましたが、これからも学会に参加することにより多くの情報を得、貴重な仲間を増やすことが出来ると思っています。

「勝を見ること衆人の知る所に過ぎざるは、善の善なる者にあらざるなり。故に善く戦う者の勝つや、智名なく、勇功なし（孫子の兵法：軍形編）」

誰でもそれとわかるような勝ち方は、最善の勝利ではない。

本当の戦上手は、勝ってもその智謀は人目につかず、その勇敢さは人から賞賛されることがない。

税理士の業務は、上記の様な心情が必要です。

実務上の問題が発生した場合、迅速かつ的確に対応することが税理士の使命ではなく、問題が発生する前に、その問題の芽を事前に摘み取り問題としないことが税理士の使命です。私の学会活動はその大きな一助となっています。



日本税務会計学会と私

なり た まさ かず
成 田 一 正

私が、日本税務会計学会の委員として委嘱されたのは確かではないが、平成5年くらいからである。当時は委員としての立場で年に2回の全体会に参加するだけのことであった。当時は「税務部門」「会計部門」「法律部門」「経営部門」の4部門のみであった。それが今では上記に加えて「国際部門」と「訴訟部門」の6部門体制になっている。初めはどこからお声がかかったか記憶にないが、税法部門の委員であった。あるときから私が会計士ということもあり、会計部門に呼ばれて、常任委員を務めることとなった。常任委員は副学会長を支えて、研究発表の司会進行を務めたり発表の項目を考えたり、多少はお役に立たなければならなかった。

平川忠雄先生が学会長になり、副学会長に推挙され、副学会長として研究テーマを考えなければならなかった。

日本税務会計学会は東京税理士会の研究機関という、他会にはない充実した組織である。20年以上学会に関係してきた人間として最も強い感想は、学会に参加されている会員は論客が多いということである。実務にかかわる税理士としては広い知識と経験が必要であるが、ある面においては専門的な知識が多く要求されるケースが多い。しかしすべての面において専門家となることは不可能なので、色々な方からの手助けがあり実務が一貫として進められるのではないかと考える。

学会には各方面における知識経験が豊富で、勉強熱心な会員が多く集まってきている。もちろん毎日の日常業務も重要ではあるが、各方面での専門知識をいくつか深掘りすることが実務では欠かせない。自分の知らない知識と経験はこれらの発表者から多く学ばせていただいた。

学会のメンバーとして充実した経験のひとつは平成19年の日税連の研究大会で発表者としての経験を務めさせていただいたことであろう。東京会が担当であり、メンバーと沢山勉強させていただいた。また年次大会の担当副学会長として、発表者と研究し学習したことは、戦友というような

気持ちで、一体感のある経験をさせていただいた。たいへん勉強になった。

学会で残念なことは、もっと多くの会員が参加して研究をしていただきたということである。研究活動にたいへん意識の大きい税理士会員が多く集まる東京税理士会にしては、毎月6回行われている月次研究会の参加している会員が少ないように感じる。もっと多くの論客が勢揃いしてもら

いたい。相談役に指名されてからも月次研究会にはできるだけ参加するようにしている。多くの会員に認知されて参加が多くなる学会であればよいと思っている。

※ 日本橋支部会員の学会の方々に原稿をお願いしました。第149、150号の「研究論文」は、筆者が学会で発表したものをベースにしています。



日本橋支部とともに

わか さ しげ お
若 狭 茂 雄

昭和52年8月に沖縄税理士会より転入してきて、早いもので今年で40年が経ちました。

東京税理士会日本橋支部には、いつもお世話になり本当に有り難うございます。今後とも末永くよろしくお願い申し上げます。

転入した頃

昭和41年に大蔵省証券局の発表した「株式会社の監査役制度を廃止し、すべての株式会社に公認会計士の外部監査を導入する。」という計画から、昭和49年の商法特例法の制定等で、公認会計士業界と税理士業界において軋轢が生じている時期でした。そして私は公認会計士事務所の勤務税理士であり、事務所の所長より税理士会に顔を出さぬようにくぎを刺されておりました。というのも私が勤務していたのは日本公認会計士協会の会長までなされた宮坂保清先生の事務所でしたので、税理士会に対する何かしらの配慮のためのものと信じ、支部行事には参加することが出来ませんでした。

独立して、支部との関わり

昭和55年1月に若狭茂雄会計事務所として独

立し、沖縄税理士会では役員経験もあったため日本橋支部に興味もありました。ただ、いつ誘われるかと期待しつつも、仲間として迎えてくれるような雰囲気を感じとることが出来ず、事務所経営に邁進する日々を過ごします。それでも仲間がほしい思いは強く、時折思い切って総会や常会等に顔を出すようになったのですが、幹部の先生方からは何の声もかからない寂しい支部会員の時期を過ごしておりました。

そのような時、独立して5年を過ぎた頃、中島重敏先生からカラオケ部を創立させるから参加しないかとお誘いいただき、よくわからないまま創立に参加することになります。部では歌を指導していただけるのかと思っていたのですが、月1回の例会では飲み屋で自分勝手に好きな歌を歌って酒を酌み交わし、今後もついていけるかなと悩んだ時期もありました。そのような中、吉田増雄先生には色々とお話し教えをいただき、どうにか部員として活動に参加し続けました。

昭和61年9月13日に第1回の発表会が開催され、京橋の新富ホールで14名出演者の一人として2曲歌いました。最近と違い歌詞が出てきて見ながら歌うということが出来なかったのが全部を覚え熱唱したことを思い出します。東京会の常務理事の時マイナンバーの関係で韓国税務士会との勉強会のため発表会に間に合わなかったことが1回ありましたが、それからの発表会は第31回続けて参加しております。

支部幹事に選んでいただけた日まで

平成元年、支部の確定申告無料相談行事に参加、平成2年ボーリング大会に参加し団体優勝と、徐々に支部との関わりを感じていました。しかし、まだ支部幹部の先生とカラオケの例会で顔を合わせる機会をいただいても、青税関係の勉強会、当時

部員不足であった野球部へのお誘い等、なかなか声を掛けていただけるまでには至りません。後からわかったことですが、お前は公認会計士業界の人間で税理士会の仲間でないからと、当時岡本先生から教えていただきました。そのような空気を察しての中島重敏先生からのカラオケ部へのお誘いにとても感謝しております。

日本橋支部への登録から15年あまり、平成7年7月支部幹事に選任いただき、税理士会の仲間として認めていただいた時かなと思っています。その後は野球部、カラオケ部に所属、支部では渉外対策部から経営指導所での記帳指導、税務署において青色申告説明会講師、河原支部長時の経理部長、中島支部長の時、副支部長として参加させていただきました。

東京会においては理事の順番となりましたが、江東西支部より移動された宮川雅夫先生（後に東京会副会長）に理事を、とのこととなり、改めて東京会でなく支部の役に徹する覚悟を決めた次第です。その当時、租税教育について東京会も検討していたため、河原支部長にお願いをし、独自に租税教育を行っていた町田支部の勉強会に何度も参加しました。日本橋支部として租税教育の在り方等の土台を築き、東京会を町田支部、新宿支部、板橋支部と一緒にリードしたと思っています。

支部から東京会へ

中島支部長の2期目に東京会理事のお話をいただきましたが、私の心は東京会より支部での活動にあったため、しばらく時間をいただきました。浅見先生が副支部長になり、将来支部長になるとき微力ながらもサポート出来ればという思いもありました。そして中島支部長の勧めもあり平成21年7月に東京会理事となります。理事会では税理士会を少しでもより良くするためにという思いで活動してきたつもりです。理事会では質問を繰り返し、東京会幹部からは煙たがれていたと思いますが気にせず続けてきました。

平成22年2月頃に当時東京税理士会会長山川巽先生より、事前に、東京富士大学において東京会が行う租税教育寄付講座の協力をお願いをいただき、とても悩みました。しかし大学にはとても良い機会であること、東京会の行事に協力出来ることと思い、大学側、仲間の税理士、連合会での

寄付講座経験のある大学に協力をいただき、平成22年9月に第1回寄付講座の開講に至ります。第2回を23年4月、第3回は23年9月、第4回の24年4月には当時東京税理士会会長神津信一先生の講義が行われ、寄付講座終了の打合せ会では、東京富士大学、二上副理事長、担当税理士の先生方を交え、東京会のあるべき姿、色々な苦労話などで盛り上がったことを思い出します。

東京会の常務理事に

2年にわたる東京会の寄付講座を無事終了した数か月後、神津会長よりお声を掛けていただき四谷の事務所へ伺いました。終了した寄付講座の件と思っていたところ、翌年度からの規制改革、納税環境整備等対策室を立ち上げるにあたり初代室長の要請をいただき受託することとなりました。マイナンバー関係、不服審判所への税理士審判官、新国税通則法改正と行政に対するパブリックコメントの提出、社会保障、税番号、TPPと税理士制度の他、災害対策としてのマイナンバー導入賛成の立場で全国28カ所において番号制度シンポジウムを連合会として行いました。事務所職員には大変な迷惑もかけ申し訳なく、そして感謝しております。2年間の常務理事の多くは会務でしたが、マイナンバーの件では多くの人に意見を頂戴し、素晴らしい経験させていただいたと感謝しております。

再び支部に戻って

平成25年7月より浅見支部長のもと副支部長として研修部、税務支援対策部、租税教育推進委員会担当を引き受けることとなります。初年度に第一ブロック会議が開催され、東京税理士会幹部の出席もあり、東京会幹部をよく知った人が、ということもあり選ばれたかもしれませんが、浅見支部長が、大学の後輩なので一生懸命支えようと心に決めました。そして何よりも皆様のご協力が無事乗り越え、間もなく4年間の役目を終えることに感謝致しております。本当に有り難うございました。

今後は税理士活動47年をさらに伸ばし続け、個人的には今年の11月に結婚50年の金婚式も迎えます。もっともっと明るく元気よく、楽しい人生にしたいものです。

随 筆

「A-Zセミナーを
修了して」こ よう たけ はる
小 用 丈 晴

第1 再会

- ・3月下旬、私は麻布支部で開催されたオープン研修に参加していた。その研修の開始前、T先生（「T氏」）に声をかけられた。
- ・T氏の所属は神田支部である。T氏と会うのは昨年暮れの忘年会である。この忘年会、A-Z6thで出会った他支部の先生方との会であった。
- ・T氏は、全8回からなるこのセミナーのうち第1回目から第4回目までのグループ・ワークで、私と同様にFグループ6名を構成するメンバーであった。
- ・A-Zセミナー（「A-Z」）とは、「明日の税理士会を担う人材の育成制度」として東京税理士会が開催する連続研修のこと。『明日の税理士会を』ということで、『A-Z』と命名されている。
- ・28年7月から9月までのA-Z6thは、私にとって一枚の大切な『絵巻物』として記憶に残っている。
- ・その絵巻物の一番左側に描かれているのが、本年1月下旬、支部長よりA-Zの修了証を拝領する私の姿である。
- ・以下、一番右側の絵図に戻って幾つかお話申し上げたい。

第2 第1図_参加申込み

私は平成27年9月の税理士証票交付式で、A-Zの存在を知った。そして平成28年5月下旬「受講希望者募集」メールに接し、さっそく「受講申込書」を支部にメールした。第1図にはその様子が描かれている。参加希望者が多い場合抽選になる為、不安気な表情が印象的な絵図である。

第3 第2図_受講決定通知

6月下旬に送達された「受講決定通知」に素直に

喜ぶ私がいて、能天気な自身の姿が象徴的に描かれている。

第4 第3図_開講日

平成28年7月初旬の週末、炎天下、新宿御苑の脇道を税理士会館へ向かう汗だくの私の姿がある。蟬たちの羽を擦る音が響いている。強張った私の表情から緊張の様子が見て取れる。

（第4図_省略）

第5 第5図_税理士会務論

（第1回目グループ・ワークより）

研修後半のグループ・ワーク、私たちのFグループは「租税教育は全額税理士会が負担して実施すべきか…?!」というテーマについて、まず40分間の議論を行い、そこで集約した意見を発表した。「プロである以上、無償で行うことはありえない!」という趣旨であった。

これに対して税理士会のN氏の手が即座に挙がった。「租税教育は全額税理士会の負担で実施してもいいと考えており、Fグループの発表の趣旨が理解できない」というような意見であった。これを受けて私たちが凍り付いている、それがこの図である。

この時、租税教育に熱心なH氏が反対意見を表明された。「いくら何でも無償はありえない…」と…。「税理士会務論」について、ある種の恐怖感を伴いながら、身をもって学ぶことが出来た瞬間であった。

（第6～8図_省略）

第6 第9図_オーラ（第3回目研修より）

第3回目研修は租税法がテーマであった（※）。

講師の増田英敏先生が講義の中で次のように語った場面が描かれている。すなわち、本研修で登壇される諸先生方から発せられる「オーラ」を感じなさい、ということ。確かに、書籍やビデオ等から教養を身に着けることは出来るかも知れない。しかしながら一流の講師陣から直接に話を聴く機会を得たのであるから、各講師が発するオーラも感じることで、何かを学びとれ、というような趣旨であった。

※A-Zでは租税法以外に、民法、行政法、憲法、

財政学、法制実務、国際税務等についても学ぶ機会が与えられた。(各回の印象が私の絵巻物には収録されているが、紙幅の都合上、説明を省かせて頂く。)

(第10～16図_省略)

第7 第17図_研究レポート

最終(第8)回終了後、全カリキュラム受講後の集大成として、一定の課題について研究レポートの作成・提出が課された。字数にして3,500字からなる本レポートを四苦八苦しながら何とか期限である10月末日までに私は書き上げた。絵図はレポートを投函して、安堵の表情の私である。

第8 付記事項

- ・A-Zとはとにかくお勧めである。各回13～18時の5時間の研修を計8回受講する為、 $5 \times 8 = 40$ 時間という帰結が導かれ、これだけで年間

36時間がクリア出来てしまう。

- ・そのほか、特に各回のグループ・ワークでは、講師の方々の本音トークなどもお聴きすることも出来、毎回緊張感はあるながらも、楽しい時間を他の参加者と共有することが出来る。
- ・私のような試験合格者以外に、公認会計士や国税O.B.の税理士も多数参加するA-Zは、ある意味「人種の坩堝(るつぼ)」であり、多くの刺激を得られること間違いなしである。
- ・全8回の研修中、懇親会も3回あり酒飲みの欲求もそれなりに満たしてくれる。懇親会の場合他支部の先生方と諸々語り合うことが出来たことも貴重な体験であった。

以上、雑駁ではあったが、A-Zについての報告とさせて頂きたい。

各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

平成28年12月14日(水)10時30分～12時00分

I 審議事項及び決議

1. 平成28年分確定申告期の無料相談等の件
審議の上、承認されました。
2. 八団体合同賀詞交歓会の件(平成29年1月27日(金))
審議の上、承認されました。
3. 事務局入口電子錠付ドアフォン工事の件
平成28年11月9日(水)17:30～
審議の上、承認されました。
4. 明治座の観劇の件
日時 平成29年3月22日(水)明治座
谷崎潤一郎原作「細雪」

森厚生部長

観劇会の開催につき、下記の内容での実施について審議をお願いしたい。

人 数：200名募集(1事務所2名まで)

価 格：1人定価13,000円→10,800円

負担割合：4割支部 6割本人負担

弁 当：希望者のみ2,100円で本人負担

山科幹事

福利厚生というのは、税理士会員についての福

利厚生であって職員についての福利厚生ではない。職員の分まで支部で負担するのはおかしい。職員は100%徴収し、会員負担分を引き下げるのはどうだろうか。

浅見支部長

明治座観劇の趣旨は小規模の税理士事務所では、職員への慰労会が難しいことから会員の福利厚生の支援より、実施が検討されてきました。今までは1事務所4名で実施してきたが、顧客を連れてきているとの話があった。誰が参加しているのか把握することが管理上難しいため、今年から1事務所2名までとして実施することとした。

山科幹事の意見には一理あるが、管理上難しく、今後検討したい。

森厚生部長

観劇会の目的が明確でないと指摘があったので、昨年から「この観劇会は東京税理士会日本橋支部の会員とその事業所職員の慰労であることをご承知おきください」という一文をパンフレットに加えるようにしました。

湯本幹事

支部負担は1人4,320円(10,800円×4割)で200人参加となると、864,000円になる。職員の福利厚生というが、職員のいない事務所も存在することから、福利厚生という考え方が変わってき

ているのではないだろうか。日本橋支部の今後の財政を考えると、支部負担の整合性を考えつつ、検討していくべき事項ではないだろうか。

上記のと通りの審議の結果、上記日時の観劇会を行う旨、承認されました。

平成29年1月23日(月)10時30分～12時00分

I 審議事項及び決議

1. 28年所得税確定申告反省会兼慰労会開催の件(3月16日)

平成29年3月16日(木)18時からロイヤルパークホテルで開催したい。

審議の上、承認可決されました。

2. 平成29年度賀詞交歓会会場、日時の件(平成30年1月15日)

ロイヤルパークホテルでの日程確保のため、平成30年1月15日で仮予約をしたい。

審議の上、承認可決されました。

3. 顧問・相談役会開催の件(4月26日)

平成29年4月26日(木)16時から「北浜」で開催予定との報告に対して、山科幹事から「1人当たり20,000円も要しない別の場所で検討すべき」との意見があったことから、審議事項になった。

大澤総務部長から昨年の開催が「北浜」であり、その支払総額344,850円から執行部出席者負担1人当たり5,000円を差引いた金額の参加人員1人当たり金額は約12,000円との報告があった。

他に、議事内容の報告、今後の為に1人当たりの目安となる金額の必要性などの意見があった。

審議の上、承認可決されました。

平成29年2月13日(月)10時30分～12時00分

I 審議事項及び決議

1. 常会開催の件(平成29年4月14日(金))

AP東京八重洲通り11F 13:00～

研修: 諸星先生 グループ法人課税

大澤総務部長より日時の説明がされ、高橋研修部長から当日の研修予定が紹介された。審議の上、了承された。

2. 顧問相談役会の件(4月26日(水))

場所: 北浜 16:00～顧問相談役会

18:00～懇親会

会費: 顧問相談役 無料とする。

執行部参加者 各自5,000円負担とする。

審議の上、日時・会費について、説明どおり了承された。

3. その他 事務局職員募集の件

浅見支部長より下記のとおり、事務局職員募集について、支部幹事会において、執行部一任を取り付けたい旨の要望と職員の現状説明がされた。

「現在の2名の方については、定年を控える者及びご家庭の介護負担が増える見込みの者と、今後の事務局運営に影響が出る前に、余裕をもって人材を確保したい。」

審議の上、事務局職員募集については、執行部に一任とされた。

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会と今後の予定》

日 時: 平成28年12月12日(月)13:30～16:30

テーマ: 「増資・減資 純資産の部」

講 師: 公認会計士・税理士 太田 達也氏

会 場: AP東京八重洲通り7F

日 時: 平成28年12月19日(月)18:00～20:30

テーマ: 【DVD研修】「オーナー貸付金の相続問題及び対処方法」～相続前にすべきこと、相続後にできること～

講 師: 税理士 大畑智宏氏(調査研究部委員、会員相談室相談委員)

会 場: 日本橋支部会議室

日 時: 平成29年1月16日(月)15:30～17:00

テーマ: 「租税回避、コーポレートガバナンス、否認規定」

講 師: 東京大学大学院教授・政府税制調査会会長 中里 実氏

会 場: ロイヤルパークホテル東雲の間

日 時: 平成29年1月24日(火)18:00～20:00

テーマ: 「税理士に役立つ融資制度」

講 師: (株)日本政策金融公庫支店担当者

会 場: 日本橋支部会議室

日 時: 平成29年2月1日(水)13:30～16:00

テーマ: 「28年分確定申告にあたっての留意事項」

講 師: 日本橋税務署担当官

会 場: 東京証券会館

日 時：平成29年2月23日(木) 18:00～20:00
 テーマ：【DVD研修】「平成28年分確定申告における留意点」

講 師：税理士 土屋 栄悦氏（調査研究部長、
 会員相談室相談委員）

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成29年3月22日(木) 18:00～20:30
 テーマ：【DVD研修】「最近の注目すべき裁判例・
 裁決例の検討」～法人税・所得税・消費
 税関係を中心にして～

講 師：税理士 藤曲 武美氏（日本税務会計学
 会副学会長）

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成29年4月14日(金) 14:00～17:30
 テーマ：一部「品位保持に関する説明」二部「グルー
 プ法人税制」

講 師：一部 東京税理士会綱紀部
 二部 税理士 諸星 健司氏

会 場：AP東京八重洲通り11F

日 時：平成29年5月12日(金) 13:30～16:30
 テーマ：「相続税のあれこれ」

講 師：税理士 岩下 忠吾氏

会 場：AP東京八重洲通り7F

日 時：平成29年6月21日(水) 13:30～15:00
 テーマ：「トランプ新政権と日本政治・経済への影響」

講 師：名古屋外国語大学・大学院 高瀬淳一教授

会 場：ロイヤルパークホテル

日 時：平成29年8月21日(月) 13:30～15:00
 テーマ：「憲法と税理士」

講 師：日本大学法学部 阿部徳幸教授

会 場：AP東京八重洲通り11F

《最近実施した税理士雑談室》

日 時：平成28年12月9日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成29年1月13日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成29年2月10日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成29年3月10日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成29年4月13日(木) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

＜野球部＞

平成28年12月から平成29年3月までの野球部
 の活動に関してご報告致します。

1月より新4役として櫻井監督、阿部マネー
 ジャー、青柳会計、主将を私吉田が務めることと
 なりました。昨年の9月に行われた支部対抗野球
 大会にて、多くの皆様の応援のお陰で3連覇を達
 成しましたが、この結果に満足する事なく、4連
 覇そして5連覇を目指し新体制のもと気持ちを新
 たに1月11日から全体練習を開始しました。

3月までの活動状況は以下のとおりです。

12月21日 練習(月島グラウンド) 参加人数18名

1月11日 練習(浜町グラウンド) 参加人数13名

1月26日 新年会(昨年の最高出塁率王である阿
 部マネージャーの主催)

2月9日 練習(浜町グラウンド) ※降雪のため中止

2月24日 練習(浜町グラウンド) 参加人数10名

3月17日 練習(月島グラウンド) 参加人数12名

3月23日 練習(月島グラウンド) 参加人数20名

3月29日 練習試合(神宮軟式野球場 VS日税不
 動産) 参加人数18名

また、現状で決まっている今後の予定として、
 第一ブロックリーグのスケジュールをお知らせし
 ます。

1回戦 5月16日 神宮軟式野球場 16時～18時

2回戦 6月2日 神宮軟式野球場 14時～16時

3回戦 6月2日 神宮軟式野球場 16時～18時

4回戦 7月5日 神宮軟式野球場 16時～18時

5回戦 8月4日 神宮軟式野球場 16時～18時

シニア戦 10月16日 神宮軟式野球場 14時～16時

なお、3月23日には第123回支部対抗野球大会
 に向けた抽選会が千駄ヶ谷の東京税理士会館にて
 行われ、4月4日の初日は初戦の本郷支部、勝ち



抜けば武蔵野支部との対戦が決まりました。

支部で野球をさせて頂ける事への感謝の気持ちを忘れず、良いご報告ができるように選手一同頑張ります。

今後とも野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

<囲碁部>

1月14日（土）に京橋支部会議室で京橋支部との親善大会を開催しました。9名ずつの参加で3回戦を戦い結果は16勝11敗で日本橋支部の勝利となりました。

当日の参加者の平均段数は、日本橋支部3.5段、京橋支部2.3段でした。

3月23日（木）に事務局会議室において春季大会を開催し6名の参加があり、結果は次のとおりです。

優 勝 花山 三郎 四段 3勝1敗
準優勝 原口 義弘 五段 3勝1敗
第3位 榊 邦弘 二段 2勝2敗

確定申告が終わったとはいえ、3月中の平日のため仕事の整理がつかない人が多く少ない参加者となりました。

4月6日（木）には白江八段によるプロ指導をお願いしております。他の月では、定例の月例会を開催しております。このところ初心者への参加も増えていきますので、経験者は勿論のこと初心者も気軽に月例会等へ参加してください。

<ゴルフ部>

平成28年12月7日（水）に第307回TNG会を常陽カントリー倶楽部にて開催しました。19名の参加がありました。当日は快晴、全員無事ラウンドを終了しました。成績上位者は以下の通りです。

	氏 名	グロス	ハンディ	ネット
優 勝	鳴海 悠祐	82	12	70
二 位	小池 修	96	25	71
三 位	竹田 修	90	16	74
ベストグロス	鳴海 悠祐	82 (43・39)		

平成29年度ゴルフ部の活動予定

日本橋支部ゴルフ会（TNG会）の平成29年度の活動予定について報告させていただきます。

毎年9月、10月、11月、12月、翌年4月に取切り戦（取切りの資格が無くても参加できます。）と年5回行っております。毎回6組から7組の参加があります。今年度は最後の取切り戦を確定申

告明けの3月中に開催したいと考えております。皆様のご参加をお待ちしています。

<歌舞音曲部>

通称カラオケ部は28年より月例会を開催する場所は、甘酒横丁通りを明治座に向かって80メートル歩き左にとんかつ店を左に曲がり15メートル行くと駐車場がありその左にカテリーナの看板ありその2階です。

場 所 カテリーナ 人形町2-29-3

電 話 03-3639-5678

カラオケで楽しみましょう。日本全国のおいしいお酒とおつまみやカツサンドなどを囲みながら楽しい2時間過ごしております。ぜひ先生方の参加お待ちしております。申し込みは支部事務局にお願いいたします。

1月17日（火）参加者8名

2月14日（火）参加者6名

3月21日（火）参加者5名 雨で寒い日

4月11日（火）参加者6名

月例会の予定 5月9日（火）・6月13日（火）・7月11日（火）・8月8日（火） 午後6時より

入会は随時支部にて受付しておりますので支部事務局へ。 （カラオケ部長 若狭 茂雄）

<テニス部>

テニス部の昨年12月から今年の3月までの活動報告を致します。

12月中に練習をして忘年会も開催予定でしたが、テニスコートを取ることができず、練習・忘年会ともに行いませんでした。

1月、2月も練習予定でしたが、部員の集まりが悪いことから練習会は行われませんでした。税理士という職業柄、12月～3月は忙しいのは仕方ありませんが、それでも日本橋支部の正式な部として予算も頂いている限り、活動をしていなければ存続も危ぶまれます。改めて危機感をもって活動をする必要があると考えます。

2月6日（月）、テニス部の存続について日本橋の「和膳 いい田」にて、湯本部長をはじめ部員8名と浅見支部長の総勢9名が参加して部会と懇親会を行いました。そこでは、これからのテニス部の方針や練習、大会への参加などについて意見交換を行い、①当初の予定通り、3月・5月の繁忙期以外毎月1回は練習会を行うこと。②税理士法人の所属税理士や社員税理士の参加をしやすい

るため、練習時間を従来の18時開始から19時開始に変更する。③東京税理士会のテニス大会への積極的参加。④部員増員への勧誘活動の推進。などの決定が行われて、今後の活動に希望を持てるようになりました。

4月17日(月)、品川プリンスホテル高輪テニスセンターにて、練習会を行う予定です。開始時間を1時間遅くして初めての練習会、多くの部員の参加が見込まれます。

★テニス部では、新入部員を随時募集しております。テニス経験がある方からラケットを握ったことがない初心者の方まで、レッスンプロのコーチよりそれぞれのレベルにあった指導を受けることができますので、「経験者」「未経験者」を問わず楽しく汗を流すことができます。もちろん、「運動不足解消」「メタボ対策」にもなります。冷やかしや見学からでも構いませんので、ぜひ練習会に遊びに来てください。

今後の予定

- ・月1回 練習会 19時～21時「品川プリンスホテル 高輪テニスセンター」
- ・東京税理士会春季テニス大会
2017年5月10日(水) 予備日5月22日(月)
税理士と税理士の妻が参加できる大会(妻のみの参加もOK)
- ・東京税理士会秋季テニス大会
2017年9月6日(水) 予備日9月15日(金)
- ・東京税理士会支部対抗戦
2017年10月5日(木) 予備日10月16日(月)
東京税理士会主催のテニス大会は、すべて「有明テニスの森公園」の予定 (増田 和弘)

〔組織部〕

3月30日に組織部会を開催し、支部規則のうちの事務局職員就業規定の一部変更について6月制定を目途に検討を進めております。

〔綱紀監察部〕

「平成28年度綱紀監察合同会議」が次のとおり開催されました。

日 時 平成28年12月9日(金)
午後2時～午後4時30分
場 所 東京税理士会館 2階 大会議室
出席者 会長以下本会役員、全支部の支部長又

は副支部長、綱紀監察部長
東京国税局より税理士監理官ほか8名、
48税務署総務課長補佐
支部より佐藤、鳴海

- 議 題
- 1 本会綱紀部からの報告
 - 2 本会業務侵害監察部からの報告
 - 3 東京国税局の方針
 - 4 東京国税局からの報告
 - 5 支部からの提言等

〔税務支援対策部〕

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所、日本橋青色申告会等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。
また、確定申告期にあたりましては、東京会からの要請に応じて、多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成29年実施日	会 場	担当税理士
1月18日(水)	法人会事務局	高松 公良
2月1日(水)	〃	前澤左斗子
2月22日(水)	〃	若狭 茂雄
3月1日(水)	〃	皆平 弘一
3月15日(水)	〃	増田 和弘

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成29年実施日	会 場	担当税理士
1月6日(金)	丸の内二丁目ビル	畑 芳広
1月27日(金)	〃	岩川由美子
2月17日(金)	〃	中根 緑
3月10日(金)	〃	秋庭 守
3月31日(金)	〃	川口 真理

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成29年実施日	会 場	担当税理士
1月17日(火)	中央区京橋プラザ	青木 久直
1月24日(火)	〃	天野 肇
1月31日(火)	〃	二瓶 正之
2月7日(火)	〃	伊藤 孝
2月14日(火)	〃	徳山 和美
2月28日(火)	〃	河野 拓
2月22日(火)	〃	古賀 裕明
3月7日(火)	〃	岩本 忠司

《確定申告無料相談》

○日本橋税務署からの依頼分

平成29年実施日	会 場	担当税理士	2月15日(水)	日本橋公会堂	皆平 弘一
2月1日(水)	日本橋公会堂	畑 芳広			増田 和弘
	〃	津村 玲		〃	高山 秀三
	〃	渡辺 英樹		〃	前澤左斗子
	〃	川口 真理		〃	前島 啓二
	〃	田中 純子		〃	高松 公良
	〃	山崎 健		〃	木下 純一
	〃	栗原 真平	《申告書代理送信》		
2月2日(木)	日本橋公会堂	三ヶ尻忠敬	○日本橋青色申告会からの依頼分		
	〃	大曾根成行	平成29年実施日	会 場	担当税理士
	〃	徳山 和美	2月9日(木)	日本橋青色申告会事務局	川口 真理
	〃	竹田 修	2月16日(木)	〃	〃
	〃	金 日永	2月23日(木)	〃	〃
	〃	菅井 泰辰	3月2日(木)	〃	〃
2月3日(金)	日本橋公会堂	安藤 孝夫	3月9日(金)	〃	〃
	〃	吉田 元明	3月15日(水)	〃	〃
	〃	岡村 宗男	《税理士記念日税の無料相談》		
	〃	緑川 光	平成29年実施日	会 場	担当税理士
	〃	永島 嘉治	2月23日(木)	三越前駅地下通路	宮原 裕徳
	〃	斉等 恵子		〃	畑 芳広
2月9日(木)	日本橋公会堂	鈴木 久衛		〃	佐野 典子
	〃	赤坂 光則		〃	小林 穰
	〃	秋庭 守		〃	岩川由美子
	〃	久野 二実		〃	佐藤 嘉光
	〃	岩本 忠司		〃	田川外志男
	〃	小野 好信		〃	湯本 康弘
2月10日(金)	日本橋公会堂	余西 吉巳		〃	前澤左斗子
	〃	掛川 義夫		〃	山崎 健
	〃	中村 佳子	以上の先生方にご協力いただき41件の相談が		
	〃	追中 徳久	よせられました。		
	〃	東海林良一	《支部確定申告無料税務相談》		
	〃	小林 穰	平成29年実施日	会 場	担当税理士
2月13日(月)	日本橋公会堂	引地 栄二	3月1日(水)	支部事務局	吉田 義克
	〃	川口 真理			岩本 忠司
	〃	小山 栄一			前島 啓二
	〃	板橋 則雄	3月2日(木)	支部事務局	古賀 裕明
	〃	長岡 弘晃			竹田 修
	〃	田川外志男			木下 純一
2月14日(火)	日本橋公会堂	湯本 康弘			永島 嘉治
	〃	岩田 浩一	3月3日(金)	支部事務局	菅井 泰辰
	〃	岩川由美子			佐藤 嘉光
	〃	吉田 義克			河野 拓
	〃	若狭 茂雄			伊藤 孝
					鈴木 久衛

《支部無料税務相談》

平成29年実施日	会 場	担当税理士
1月11日(水)	支部事務局	湯本 康弘
2月8日(水)	〃	余西 吉巳
3月8日(水)	〃	栗原 真平

〔法対策委員会〕

平成29年3月31日 東京税理士会会館において、「支部法対策委員会合同会議」があり、木下純一法対策委員長が出席した。

議題は、平成28年度支部法対策委員会等への課題検討依頼の結果報告について本会、調査研究部、制度部から結果報告があった。

内容については、後日報告書が作成され、支部事務局に存置される。

〔情報システム委員会〕

平成28年12月8日(木)第2回情シス研修実施「マイナンバーに関する必要な規程と契約書類の確認」、「はじめようe-tax～WEB版での法定調書作成編～」

平成29年1月13日(金)第3回情シス研修実施「クラウド型会計ソフトについて」

クラウド型会計ソフトの比較及びベンダー3社の説明会

また情報システム委員会は、「にほんばし」へ、税理士の先生方のITへの取組み状況を寄稿させていただきます。

〔租税教育推進委員会〕

有馬小学校と日本橋小学校で租税教室開催

租税教育推進委員会では、2月16日に有馬小学校、同18日に日本橋小学校の6年生を対象に租税教室を行いました。

机の配置は教室によって様々です。縦に並ぶだけでなく、黒板に向かって放射状に並んでいたりと、先生の机が後ろにあったりしました。これも中央区特有の教室の大きさの割に児童数が少ないからなのだと思います。

通常国会が会期中ということもあり（まだ、森友学園問題は浮上していませんでした）、予算委員会などでは、どのような議題が話されているのか、予算はどのように決まるのかなどもお話ししました。

税金の使い途の項目では、やはり中央区の児童たちです。豊洲移転問題や2020東京オリンピックの会場費問題が気になるようです。自分たちのお小遣いと比べると莫大な金額がかかるので、想像するのは難しいようでしたが、問題意識を持つことは意義のあることだと思います。

学校開放日の授業でしたので、観覧されているお家の方のほうが領いていたりしていたので、もう少しわかりやすい話題の方がよかったのではとも思いました。

租税教育推進委員会では、租税教室を受け持ていただく先生方を募集しています。これから、東京会では、租税教育担当講師登録講座、更新講座が開催されますので、ご参加宜しく願いいたします。

（租税教育推進委員長 結城 昌史）

支部会員異動のお知らせ

平成28年12月1日～
平成29年3月15日

〈入会〉

12月20日	カタ ヤマ ヒロ ユキ 片山 寛之	〒103-0025 日本橋茅場町1-9-2 稲村ビル3F-16 電話 6667-5443
12月20日	カネ サカ ハジメ 金坂 肇	〒103-0004 東日本橋1-9-6 CONOE東日本橋301号 電話 5809-3659
12月20日	ショウ ジ ユ ミ 庄子 裕美	〒103-0013

12月20日	オギ クボ マサ ヒロ 荻窪 正寛	〒103-0027 日本橋1-18-14 第三正明ビル1階 さくら東京税理士法人 電話 6262-1333
平成29年 1月26日	ハヤシ ショウヘイ 林 昇平	〒103-0027

		中央区日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所 電話 4574-6688			日本橋茅場町2-8-8 共同ビル(市場通り)5階52号室 垣本容子税理士事務所 電話5641-6002
2月21日	フジ タ マサル 藤田 賢	〒103-0011 日本橋大伝馬町13番1号 PUBLICUS×Nihonbashiビル6階 FUJITA税理士法人 東京事務所 電話 6661-7225	3月22日	ワタ ナベ トモ ユキ 渡 邊 智 行	〒103-0013 日本橋人形町3-7-10 日本橋DOLL-3 5F 税理士法人YS東京中央会計 電話 6661-0047
2月22日	イシ バシ トモ ノリ 石 橋 知 憲	〒103-0027 日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所 電話 4574-6688	3月22日	シブ イ タク 渋 井 拓	〒103-0022 日本橋室町3-4-7 ヒューリック日本橋室町ビル10階 税理士法人チェスター 電話 6262-3730
2月22日	ナカ ソノ ナオ キ 中 園 直 希	〒103-0025 日本橋茅場町2-7-2 佑昌ビル3階 細谷有子税理士事務所 電話 6661-9175	3月22日	セン ダ ヨシ コ 千 田 佳 子	〒103-0001 日本橋小伝馬町15-15 食糧会館 田山毅税理士事務所 電話 3527-2955
2月22日	ク ボ クラミツ エ 久保倉光恵	〒103-0026 日本橋兜町11-7 ビーエム兜町ビル 田島照久税理士事務所 電話 6661-9398	3月22日	スズ キ カツ カ 鈴 木 勝 也	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1585
2月22日	ワタ ベ シ ロウ 渡 部 二 郎	〒103-0026 日本橋兜町13-2 兜町偕成ビル本館5階 税理士法人ジャスティス会計事務所 電話 3639-2027	3月22日	サ タケ ハヤ ト 佐 竹 勇 人	同 上
			3月25日	ミヤ ザキ シン 宮 崎 慎 也	〒103-0011 日本橋大伝馬町2-11 イワサキ第2ビル6階 電話 090-7319-3822
2月22日	フジ ムラ ナオ キ 藤 村 直 樹	〒103-0025 日本橋茅場町2-4-9 サクラレジデンス5F 濱川久子税理士事務所 電話 5614-0963	〈転入〉		
2月22日	タ シロ シュウ ヘイ 田 代 周 平	〒103-0022 日本橋室町3-4-7 ヒューリック日本橋室町ビル10階 税理士法人チェスター 電話 6262-3730	12月1日	スギ ウラ ナオ キ 杉 浦 直 樹	〒103-0026 日本橋兜町1-10 日証館2階 税理士法人アセットプライム 電話 6661-2174
3月22日	マツ ダ マサ シ 松 田 匡 司	〒103-0027 日本橋1-2-10東洋ビル4F 新日本税理士法人 日本橋オフィス 電話 6262-0797	12月1日	葛飾支部より 堀 内 信 雄	同 上
3月22日	バ バ ヒ ト ミ 馬場ひとみ	〒103-0025	12月6日	北沢支部より 平 田 和 弘	〒103-0012 日本橋堀留町2-3-8 田源ビル4階 税理士法人エーピーエス 電話 5643-2775

12月12日 江東西支部より 堀内文子	〒103-0011 日本橋大伝馬町13-7 日本橋大富ビル2階 税理士法人MSAパートナーズ東京事務所 電話 6403-3402	1月25日 京橋支部より 堀腰三知男	電話 080-3554-4850 〒103-0015 日本橋箱崎町16-11 ルミネ日本橋403号 税理士法人ファミリー会計 電話 3666-8491
12月15日 渋谷支部より 鈴木浩之	〒103-0026 日本橋兜町1-10 日証館5階 井澤浩昭税理士事務所 電話 3666-8015	2月1日 渋谷支部より 大河内 薫	〒103-0027 日本橋2-1-17 丹生ビル2階 電話 6868-4881
12月16日 大森支部より 渡邊修也	〒103-0027 日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル10階 電話 4405-6239	3月22日 江東東支部より 野末和宏	〒103-0025 日本橋茅場町1-9-2 稲村ビル4階 電話 4571-0831
12月26日 江戸川北支部より 大田原幸司	〒103-0013 日本橋本町2-8-3-704 税理士法人大田原会計事務所 日本橋オフィス 電話 5607-1509	3月23日 芝支部より 真船 昭	〒103-0022 日本橋室町1-13-10 松崎ビル2階 税理士法人真船・和仁会計事務所 電話 3527-9065
平成29年		〈法人入会〉	
1月1日 上野支部より 高畑敬次	〒103-0028 八重洲1-7-5 矢満登ビル8階2号室 大西健一税理士事務所 電話 3277-0024	12月1日 税理士法人アセットプライム	〒103-0026 日本橋兜町1-10 日証館2階 電話 6661-2174
1月6日 麹町支部より 石田芳文	〒103-0003 日本橋横山町1-3 OKK日本橋ビル2階 湯澤勝信税理士事務所 電話 3639-1881	12月12日 税理士法人MSAパートナーズ東京事務所	〒103-0011 日本橋大伝馬町13-7 日本橋大富ビル2階 電話 6403-3402
1月13日 神田支部より 内藤貴夫	〒103-0014 日本橋蛸殻町1-38-16 カスターリア水天宮Ⅱ204 電話 5644-0737	12月20日 東日本税理士法人 日本橋事務所	〒103-0011 日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル10階103号 電話 3664-7517
1月13日 京橋支部より 相原伸一郎	〒103-0027 日本橋2-1-3 10階	12月26日 税理士法人大田原会計事務所 日本橋オフィス	〒103-0023 日本橋本町1-8-3-704 電話 5607-1509
平成29年		平成29年	

2月7日 税理士法人石川小林

〒103-0022
日本橋室町4-1-16
室町フェニックスビル2階
電話 3517-5884

2月7日 税理士法人石川小林 石川事務所

〒103-0022
日本橋室町1-6-12
周方社ビル3階
電話 3241-4856

3月7日 FUJITA税理士法人 東京事務所

〒103-0011
日本橋大伝馬町13-1
PUBLICUS×Nihonbashiビル6階
電話 6661-7225

3月23日 税理士法人真船・和仁会計事務所

〒103-0022
日本橋室町1-13-10
松崎ビル2階
電話 3527-9065

〈事務所住所変更〉

シモ カワ ヨシ フミ
下川 芳史

〒103-0012
中央区日本橋堀留町1-2-5
丸彦ビル2階
下川・木地税理士法人

キ ジ ケン スケ
木 地 健 介
ユ ノ カミ ミツ アキ
湯ノ上光昭

同 上

〒103-0007
中央区浜町2-57-1-909
電話 090-4957-0275

コ バヤシ タク ミ
小 林 拓 未

〒103-0022
日本橋室町4-4-16
室町フェニックスビル2階
税理士法人石川小林

アラ イ タカシ
荒 井 孝

〒103-0022
日本橋室町1-6-12
周方社ビル3階
税理士法人石川小林 石川事務所
電話 3241-4856

アオ キ シゲ
青 木 茂

〒103-0025
日本橋茅場町1-13-13
七宝ビル7階

サカ ハラ タカシ
坂 原 尚

〒103-0013
日本橋人形町3-3-13
CICビル8F

キタ ジマ ア キ
北 島 重 紀

〒103-0012
日本橋堀留町1-11-10
堀留ファーストビル4階
電話 6661-9925

〈会員氏名変更〉

フジ ナミ キョウ コ ヒ ゴ キョウ コ
藤波 享 子 → 日 吾 享 子

〈事務所電話番号変更〉

コ バヤシ タダ シ
小 林 正 使 090-7267-8911

〈法人転出〉

VCAT税理士法人 神田支部へ

〈転出〉

タカ ノ マサル 神田支部へ
鷹 野 勝
イシ バシ ヒロシ 立川支部へ
石 橋 博
アズマ リョウ ジ 江東西支部へ
東 良 治
アズマ ナ ツ コ
東 奈 津 子
ナガ オ シン スケ 玉川支部へ
長 尾 真 輔
オ サワ トシ オ
小 沢 俊 夫 京橋支部へ
アラカワ ミ キ コ
荒川美紀子
ヒラヤマ ア キ コ
平山亜紀子 神田支部へ

〈退会〉

オオ シマ コウ ジ 業務廃止
大 島 幸 治
カサ ハラ アキ オ 関東信越会へ
笠 原 彰 朗
オオ ミズ タカ ユキ
大 水 孝 幸
キタ ザキ マ キ 東京地方会へ
北 崎 真 希
コ イケ ミチ ノブ 千葉県会へ
小 池 礼 啓
ハツ トリ アキ
服 部 聰 明
ニシ ムラ カズ アキ 業務廃止
西 村 和 朗
シノ ハラ トク ジ
篠 原 徳 次
トミ ヤマ アツシ
富 山 篤
カザ オカ ノリ チカ 東海会へ
風 岡 範 哉

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

イシ カワ シゲ フミ
石 川 重 文 昭和32年6月1日生まれ 59歳
平成28年12月11日死 亡
ホン マ コウ ジ
本 間 幸 次 昭和24年11月17日生まれ 67歳
平成28年12月25日死 亡
サ トウ ヒロ コ
佐 藤 廣 子 昭和14年12月14日生まれ 77歳
平成29年3月10日死 亡

編集後記

記念すべき第150号も無事発行することが出来ました。今後も宜しくお願いします。

(J.K.)

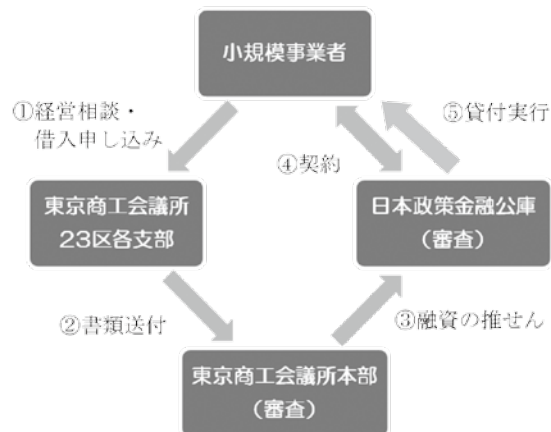


小規模事業者向け融資制度

マル経融資のご案内

無担保、無保証人、低利の国の融資制度です

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の推せんを行います。
- ・安心して借入ができる国(日本政策金融公庫)の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。信用保証協会の保証も不要です。



融資対象

- ・アルバイトを除く従業員 20 名以下 (※) の法人・個人事業主の方
※商業・サービス業は 5 名以下 (宿泊業・娯楽業は 20 人以下)
- ・最近 1 年以上、東京 23 区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金 (所得税、法人税、事業税、住民税) を完納している方

融資限度額

2,000万円

資金使途

返済期間

運転資金 7 年以内
設備資金 10 年以内

担保・保証人

不要 (信用保証協会の保証も不要)

融資利率

年 1.16% (平成 29 年 3 月 10 日現在)
※中央区の利子補助制度があります。

(注) 審査の結果、ご希望に添えないこともあります。
※融資限度額・返済期間の取扱いは、平成 29 年 3 月 31 日まで(日本政策金融公庫受付分)となります。4 月 1 日以降は中央支部までお問い合わせください。
※東商 会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811

多彩な事業で 事務所の繁栄をお手伝い

ご利用ください、東税協の事業

東京税理士協同組合の事業

税理士ローン
 税理士DC(ゴールド)カード
 税理士・MUFGカード・プラチナ
 ・アメリカン・エクスプレス・カード
 報酬自動支払制度
 小規模企業共済制度
 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)
 中小企業退職金共済制度(中退共)
 税理士年金(拠出型企業年金保険)
 東税協リース・オートリース
 不動産情報サービス事業
 ドクターオブドクターズ・クラブ
 トナーカートリッジ斡旋事業
 紛失物回収サービス(マイプーメラン®)
 集団扱自動車保険・火災保険
 百貨店優待制度
 タカシマヤカード《ゴールド》
 教育情報事業
 弔慰金制度
 直営売店
 東税協ファミリーガード保険
 人材派遣・紹介の斡旋事業
 事務用スチール製品等の斡旋
 オフィス用品割引サービス 他

東税協共栄会・業務受託事業

経営者大型保障プラン
 ゴルファーズ保険
 ゴルフ会員権(売買)斡旋事業
 集金代行サービス
 住宅メーカー斡旋事業
 紳士服斡旋事業
 書類保管サービス
 京王クレジットカード
 取引信用保険
 あんしん財団 他

全国税理士共栄会・事務受託事業

VIP大型総合保障制度
 全税共年金 他

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館別館2階 TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008
 直営売店 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館1階 TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

日税グループは、税理士界ひとすじに おかげさまで45周年！

税理士先生とその関与先様のために様々なご相談にお応えします！

日税グループ

検索

税理士事務所サポート

何でもお気軽にご相談ください。

- ・税理士顧問料の集金代行
- ・税理士業務関連の研修会の運営
- ・関与先の事業に係わる集金代行
- ・関与先のコンサルティング支援

株式会社 日税ビジネスサービス

不動産の売買仲介

関与先の不動産案件をご紹介します。

- ・相続・収益物件・物件調査
- ・財産評価サポート
- ・不動産鑑定評価

株式会社 日税不動産情報センター

生命保険

- ・がん保険・医療保険
(全税共集団取扱保険料適用)
- ・生命保険コンサルティング

株式会社 共栄会保険代行

生命保険・損害保険

- ・団体所得補償保険
(全税共団体割引適用)
- ・生命保険コンサルティング

株式会社 日税サービス



税理士とその関与先のために



日税グループ



株式会社 日税ビジネスサービス

0120-155-551



株式会社 共栄会保険代行

0120-922-752



株式会社 日税不動産情報センター

03-3346-2220

(本社代表)



株式会社 日税サービス

0120-312-112

日税グループ本社 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F



新春講演会・新年賀詞交歓会

29.1.16
ロイヤルパークホテル



▲浅見達雄支部長



▲中里 実講師



▲講演会風景

無料相談相談員慰労会



▲賀詞交歓会風景



▲歓談風景

税理士記念日無料相談



▲日本橋三越地下通路において

確定申告相談無料相談



▲無料相談の1コマ



▲歓談風景

租税教室



▲日本橋小学校